

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ン ク バ ル  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 弘 和 正  
 (コード番号:6046 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 木 隆 太 郎  
 経 営 管 理 本 部 長  
 (TEL. 03-6226-2333)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 7 月 24 日開催予定の臨時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

- (1) 経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を 5 名以内から 7 名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条(取締役の責任免除)及び定款第 37 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第 25 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 16 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第25条 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。
(監査役 of 責任免除) 第37条 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	(監査役 of 責任免除) 第 37 条 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 7 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 7 月 24 日 (予定)

以 上